

土浦市告示第173号

土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における犯罪を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、土浦市安心で安全なまちづくり条例（平成16年土浦市条例第20号）第8条の規定に基づき、町内会等に対し、自主防犯活動の補完として設置する防犯カメラの費用の一部について、土浦市防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）（第10条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラで、撮影装置、画像表示装置、通信機器、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラによって録画した映像をいう。
- (3) 町内会等 町内会、自治会その他これらに類する住民団体をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置する町内会等であって、かつ、当該防犯カメラの設置に関し、国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けていないこと及び防犯カメラの設置、管理、運用等に関し、別表に定める基準を遵守できる町内会等とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を表示する設置標識等の購入費及び設置工事費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める経費

- 3 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付は、1町内会等につき防犯カメラ2台を限度とする。
- 5 補助金の交付を受けた町内会等は、当該交付の日から起算して5年を経過するまでの間は、補助金の交付を受けることはできないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(事前協議等)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会等(以下「申請団体」という。)は、次条の規定による申請をする前に、防犯カメラの設置場所、第3項に規定する防犯カメラの管理運用規程に関し、市長と十分に協議しなければならない。

- 2 申請団体は、前項の規定による事前協議の後に、防犯カメラの設置場所及び撮影範囲について、管轄警察署と相談し、意見を求めなければならない。
- 3 申請団体は、次条の規定による申請をする前に、次に掲げる事項を定めた防犯カメラ管理運用規程を定めなければならない。

(1) 防犯カメラの設置目的

(2) 防犯カメラの設置者、管理責任者及び運用責任者(以下「管理責任者等」という。別表において同じ。)

(3) 防犯カメラの設置場所及び設置台数

(4) 防犯カメラの取扱者の制限

(5) 撮影した画像の保存方法、保存期間及び消去方法

(6) 撮影した画像の利用及び提供の制限

(7) 苦情処理に関する事項

(補助金の交付申請)

第5条 申請団体は、土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 防犯カメラ設置事業計画書(様式第2号)

(2) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを明らかにする同意書又は決議書

(3) 防犯カメラの設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図

(4) 防犯カメラの設置箇所の現況写真

(5) 防犯カメラの仕様が分かるカタログ等の書類

- (6) 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書
- (7) 土浦市防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書（様式第3号）
又は許可関係書類
- (8) 土浦市住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民の同意書（様式第4号）
- (9) 管轄警察署の意見書（様式第5号）
- (10) 防犯カメラ管理運用規程の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、土浦市防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、土浦市防犯カメラ設置事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置後の現況写真
- (2) 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助団体は、当該通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに、土浦市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助団体に補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第19条第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具は、補助金の交付を受けて設置した防犯カメラとする。

2 規則第19条ただし書に規定する市長が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定める期間は、5年とする。

(関係書類の保存)

第11条 補助団体は、補助事業に係る帳簿その他の書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、補助事業の適正な実施を図るために必要な範囲において、補助団体に対して、補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの使用等に関する調査を行うことができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

遵守する事項	内容
1 団体の責務に関すること。	<p>画像に含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年土浦市条例第8号）及び土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則（令和5年土浦市規則第12号）その他個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。</p>
2 防犯カメラの設置に関すること。	<p>（1）防犯カメラによる撮影及び撮影した映像の録画をすること（第3号において「防犯カメラによる撮影等」という。）ができる区域は、設置場所及びその周辺の公共の空間としなければならない。</p> <p>（2）前号に規定する運用区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の表示をしなければならない。</p> <p>（3）防犯カメラによる撮影等は、公共の空間を広範囲にわたるように行い、特定の物又は個人について行うことがないようにしなければならない。</p> <p>（4）防犯カメラの稼働日及び稼働時間は、毎日24時間としなければならない。</p>
3 防犯カメラの管理に関すること。	<p>（1）管理責任者等は、画像の漏えい及び流出の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（2）管理責任者等は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。管理責任者等でなくなった後においても、同様とする。</p> <p>（3）運用責任者以外の者は、防犯カメラの撮影等を行うことができない。ただし、管理責任者が防犯カメラの管理及び設置のために行う場合又は運用責任者が許可した場合は、この限りではない。</p> <p>（4）前号ただし書きの規定による許可等を受けた者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。</p> <p>（5）画像の記録媒体を廃棄する場合は、記録媒体を破砕</p>

	<p>する等の処理を行い、画像を再生できない状態にしなければならない。</p>
<p>4 画像等の管理に関すること。</p>	<p>(1) 運用責任者は、画像を保存するときは、当該画像を加工してはならない。</p> <p>(2) 運用責任者は、画像を複製してはならない。ただし、次号アからウまでに掲げるいずれかに該当し、当該画像を第三者に提供するときは、この限りでない。</p> <p>(3) 運用責任者は、次に掲げる場合を除き、犯罪の予防その他公共の安全の維持以外の目的のために画像（個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に含まれているものを除く。）を利用し、又は第三者に提供し、若しくは閲覧させてはならない。</p> <p>ア 法令等の規定に基づく場合</p> <p>イ 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合</p> <p>ウ 捜査機関から犯罪、事故の捜査等のために文書にて情報提供を求められた場合</p> <p>(4) 運用責任者は、前号の規定により画像を提供し、又は閲覧させたときは、その日時、場所、閲覧者、目的、閲覧した画像の範囲等を防犯カメラの画像の提供及び閲覧記録簿（様式11号）に記録し、これを1年間保管しなければならない。</p> <p>(5) 画像データは、録画日の翌日から起算して原則7日間保存し、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合は、上書きを自動的に行わなければならない。</p>